

第4回江東区外部評価委員会（第2班ヒアリング）  
会 議 録

日時：平成22年8月3日（火）19:00～21:00

場所：防災センター2階第21会議室

【会議次第】

- 1．開会
- 2．ヒアリング
  - (1) 計画の実現に向けて1「区民の参画・協働と開かれた区政の実現」
- 3．閉会

【出席者】

<委員（第2班）>（敬称略・順不同）

藤枝 聡（班長） 前田 瑞枝

<関係職員>

政策経営部長（大井哲爾） 総務部長（須田雅美） 地域振興部長（菊間恵） 地域振興部参事〔地域振興課長事務取扱〕（若井利博） 企画課長（押田文子） 広報広聴課長（成田勇臣） 総務課長（渡辺広幸） 区民協働推進担当課長（吉野正則）

<事務局職員>

政策経営部長（大井哲爾） 企画課長（押田文子） 財政課長（大塚善彦） 計画推進担当課長（小山田健一）

【傍聴者数】 1名

## 【議事概要】

### 1. 開会

班長

それでは、定刻より少々早いですが、みなさんお集まりになられたということですので、これより第4回江東区外部評価委員会第2班のヒアリングの3回目を開会します。よろしくお願いたします。本日、トーマス委員より欠席のご連絡を頂戴しております。それから、本日1名の傍聴者の方がおいでになられています。傍聴者の方はすでに席についておられますのでよろしくご承知おきください。また、区の広報広聴課の取材が入っておりますので、写真撮影につきましてあらかじめご了承いただければと思います。

### 2. ヒアリング

#### (1) 計画の実現に向けて1「区民の参画・協働と開かれた区政の実現」

班長

本日のヒアリングの対象の案件は「計画の実現に向けて1：区民の参画・協働と開かれた区政の実現」を対象として進めます。はじめに、お手元の資料の確認をお願い致します。席上に配布しております会議次第に、配布資料の一覧がございます。不足がありましたら事務局までお願いできればと思います。

それでは、早速内容に入りたいと思います。まず関係職員より、「計画の実現に向けて1」を含みます当該分野の現況と課題及び今後の方向性についてご説明をお願い致します。

関係職員

私からは「計画の実現に向けて1：区民の参画・協働と開かれた区政の実現」でございます。これまでのヒアリングでもご承知おきのとおり、行政の各分野における具体的な施策を今までは対象としておりましたが、この分野は行政の内部管理に関することが主となっております。長期計画に掲げております34の全施策を、着実に実行するために必要な取り組みとご理解いただきたいと思います。特に区民の参画・協働についてでございますけれども、基本構想で江東区が目指す将来像「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」の「みんなでつくる」という部分を実現させる上で、極めて重要なものであると考えております。一昨年から昨年にかけて新たに策定いたしました江東区基本構想、江東区長期計画は、公募区民150人に参加していただいた江東未来会議をはじめ、基本構想審議会、長期計画策定会議、区民説明会、パブリックコメントと大変多くの区民の方々に参画をお願いしたものでございます。区といたしましては、こうした貴重な経験を大切に、区民の参画・協働を今後も引き続き重視してまいりたいと考えております。特に協働については、これは長期計画の中にもその考え方が特筆されて明記されております。協働を推し進めていけば、これまで行ってきた区の仕事の進め方を根本から変える必要がございます。そこで、区としては、今年度から地域振興部に区民協働推

進担当課長を新たに設置し、さらに係長職員の増員を図るなどの組織強化を図り、全庁的に協働を推進するための体制整備を図ったところです。そして、今年 3 月、協働に対する区の姿勢を明確にするため、また職員が共通の認識を持つために、江東区における区民協働推進に関する基本的考え方をとりまとめました。加えまして、ボランティア団体や N P O 法人等から、区と協働で取り組む事業を提案していただく協働事業提案制度を発足させました。さらに、区の協働推進施策について、区民や専門家等の視点も交えて検討を行う江東区区民協働推進会議を立ち上げたところであり、全庁を挙げて協働を推進してまいります。

次に、計画を実現するための取組みの 2 点目、積極的な情報提供・共有と透明・公正な行財政運営についてご説明いたします。現在、区では庁舎 2 階に情報公開コーナーを設置し、区民等からの要望の多い行政情報については、積極的に情報提供を進めてきたところでございます。今回新たに策定いたしました長期計画においても、行政側からの情報提供をさらに推進することで行政の説明責任を十分に果たし、行政運営の透明性・公平性を確保するという観点から、請求によることのない情報開示、つまり職員の意識改革を進めることによる現場窓口での情報開示等にも取り組んでまいります。情報公開の側面としてもう 1 点、個人情報の保護があります。個人情報の漏えい等の事故が、インターネットや電子メールなどの情報伝達技術の発達にともなって、その危険性を増大させてきており、これら個人情報の適切な管理を誤れば、区政に対する区民の信頼を損なうばかりでなく、損失に係る多額の賠償を負うことになるなど、区政の基盤を揺るがしかねない大問題になるおそれがあります。情報公開制度及び個人情報保護制度の双方に対する職員の理解をさらに深めるための職務への取り組みを進めてまいります。

また透明・公正な行財政運営を推進するためには区がもつ情報をオープンにするだけでは不十分な点もございます。そこで、本区では公認会計士等の専門的な知識をもつ外部監査人による包括外部監査を保育、高齢者福祉の分野で 2 年間に渡って行ってまいりました。外部の目を積極的に行政内部に持ち込むことで行政運営の透明性を高め、開かれた区政の実現につながるものと考えてございまして、今回お願いしておりますこの外部評価委員会も、まさにこうした取り組みのひとつであると考えているところでございます。以上、「区民の参画・協働と開かれた区政の実現」についての説明を終わらせていただきます。

班長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。この「計画の実現に向けて」という部分は、今ご説明いただいた 1 番と、2 番の「スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営」の 2 本から構成されていますが、今年度はこの 1 番の「区民の参画・協働と開かれた区政の実現」を評価対象としています。この 1 番と 2 番は端的に言うと、1 番の部分は、区民の方の参画・協働を通じて、施策あるいは事業全体のクオリティ、区民の方の満足度の向上も含めて、質の向上を図っていくところにウエイトが置かれている

と理解しております。一方で来年度の評価対象となる 2 番につきましては、いかに効率的に内部の管理をしながら事業をスリムに展開していくかという色合いが濃いものです。いうまでもなく、地方自治あるいは地方行政のトレンドとして「ガバメント」から「ガバナンス」ということが言われています。この「ガバナンス」というのは「協治」という日本語が当てられておりますが、今回長期計画において、江東区も、参画から協働という考え方を各施策の実現において具体的な手法をとって根本から取り入れていく意気込みだと思っています。内容について、「目指すべき江東区の姿」のところで、大きく言うと3つの項目から構成されています。1つは「情報の共有」ということが書かれています。それから2番目が「主体的に参画・協働をすることでサービスの質の向上を図っていく」ということです。それから3番目に、「透明性・公正さを兼ね備えた行財政運営」とあります。「計画を実現するための取り組み」との関連で言うと、「情報の共有」と「参画・協働」が取り組みの 2 に該当する形になっていて、「透明性・公正さ」は主に 3 の情報提供と共有という部分に強くリンクしていくという全体の構造になっていると理解します。そういう前提で、この取り組み 2、3 を軸にして質疑応答という形で進めたいと思います。

#### 委員

はい。今班長さんの方から、何に対応して、今回は何を議論するかというご説明があって、私はそれをあまり考慮していなかったものですから、見当違いな質問をするといけないなあと思いながら聞いておりました。この施策評価シートをいただきましてこれに対応する主要事業等の説明ということで4事業挙げられておりますが、これが今日対応する内容だと考えてよろしいわけですね。そうしますと私の質問は大変プリミティブなのですが、この施策を実現するための取り組みの 2 のところで、最後のセンテンスですが、さらに総合評価方式の確立等契約制度の充実を推進しますという言葉があるんですけども、総合評価方式を確立して契約制度を充実することと施策とのかかわりがよく理解できなかったんですがそれを教えていただけますか。

#### 関係職員

ご案内のように、総合評価方式をただ今取り入れている最中でございますけれども、今までは純粋な価格競争という形で入札制度を中心とした契約をやっておりました。その中にその他の機能、例えば施工技術とか、あるいは社会貢献度といったほかの要素を取り入れることによってより効果の高い成果を得たいというところから始まっているわけですね。こうしたことによりまして、導入する経費より高い価値を生むような形でやっていきたいという方針でございます。総合評価方式は昨年から入ったもので、まだ確立はしておりません。まだ試行段階ですが、試行をやっていく中で色々議論が出ているところでございます。すべてがこの方式に当てはまるのかということとそうもなかなかいきませんので、どの辺にウエイトを置くのかといったところから、適用する業種は何かいいのかということまで、内部で議論を重ねているところでございますけれども、少なく

ともこうした方式を取り入れることによって価格だけではあまり整理できないところを入れていこうということでございます。

委員

おそらく今の総合評価方式の話はこの取り組みの 透明性・公正な行財政運営という部分にかかると同時に、来年度評価の対象になる計画の実現に向けての2、スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営の方の、様々な事業展開の中で、外部の様々な方を評価しながら、活用していくときの視点であるんじゃないかと伺って感じました。それは補足のコメントですが、私の方から、今委員の方から取り組みの についてご質問があったんですが、 に戻らせていただいて、 の区民参画と協働できる環境の充実に関して、いくつか関連した質問をさせていただきたいと思います。先程委員からも事業との関係についてコメントがあったのですが、本日ご紹介いただいている事業は全部で4本あるんですけども、まず確認なんですけど、この取り組みの に該当する主要事業等というのは本日ここに掲載されている4本の事業の中にはないという理解でよろしいでしょうか。

関係職員

2番目の区制モニター事業が私どもの区分けの中ではこれに該当します。

委員

わかりました。区政モニターのお話は後で個別に伺おうと思うのですが、基本的に私が理解したのは、事業にはなっていないのですが、計画を実現するための取り組みとして、環境の充実ということで取り組んでこられたのが先程ご説明のあった、例えば協働推進に関する基本的な考え方を整理した、それから区民と一緒に協働に関する考え方、様々な方針等を検討する会議体を設置した、それから区の庁内に地域振興課さんの中に担当の課長さん、係長さんを含めた体制を整備した、こういったことでよろしいのかという点はいかがでしょうか。

関係職員

基本的には今委員がおっしゃったとおりです。

委員

先程のご説明に補足していただけることがありますか。

関係職員

協働推進ということではそのように環境整備がされております。あと細かいところで、様々な事業をこれから展開していこうというところでございます。

委員

そういう意味でいうと、事業の具体的な内容との関係での質問ではないので抽象的になることをご容赦いただきたいのですが、まず先程の協働事業の提案制度を導入されたということですが、この協働事業の定義について何をもって「協働事業」と江東区では考えているのかをご説明いただけますでしょうか。

#### 委員

同時に質問しようと思っていたのですが、協働事業の提案制度というものを発足して、例えば具体的にどのような提案が出てきてどのように扱われたかという例を知りたかったのですが。

#### 関係職員

協働の一般的な定義から申しますと、いわゆる異質な組織どうしが社会的な課題を解決するために、それぞれお互いを理解しあいながら対等の立場で一緒に協力して作業していくということなのですが、提案制度については4月に募集をかけまして、そこで12案提案されました。今、一次審査が終わったところで、6事業に絞られております。これが今月の26日に公開プレゼンテーションを行いまして、これから区報で周知していくところなのですが、その中で最終的に3事業程度に絞りたいと思っております。協働提案制度につきましては、江東区の方からこういう課題があるのだけれども一緒に解決しませんかという区からの提案と、市民団体の方からこういうことをやりたいんだけれども、という事業提案、この2つに分かれておりまして、区の課題事業につきましては1本、そのほかが11本の応募がございました。そして1次審査で残ったのが区の課題事業の1本と事業提案の5本、これが今残っているところでございます。内容としては、こども関係の事業が一番多くありました。それから次にお年寄り関係、これも元気なお年寄りの交流を深めようとか、健康を維持しようとか、そういった提案が多かったということです。それから提案制度の定義なのですが、これは団体や区だけの領域ではなく、団体が中心で区が補助する、区が中心で団体が力を借りる、こういったところで相乗効果がより求められるもの、こういったものを提案制度の定義ということで見ているところでございます。

#### 委員

ちなみに区から課題として投げかけたテーマはどういったものになるのでしょうか。

#### 関係職員

シニア世代の社会進出の後押し事業で、団塊の世代の方たちがリタイアしたあとに地域社会とうまくかかわっていく方策が何かありませんかという趣旨で募集したところでございます。

#### 委員

関連して、この提案制度をやる意義として、江東区と区民との相乗効果が期待できる部分を形にしていくということだったと思うのですが、この提案制度のための財源や、統括範囲については当然限界があるかと思えます。ここの提案制度で、ある程度協働という意味で効果が出てきたものを、区政の推進という部分に水平的に繋げていく考えをお持ちなのでしょうか。

#### 関係職員

まず先ほどの質問でお答えが中途半端だったのが、課題事業の方については、今年度

からやっていくということです。それから自由提案については来年度から開始していくということで予定しております。今後の展開ですけれども、今回これをやることで長期計画の柱にもなっている協働という視点に立って、全職員に意識改革を浸透させていく、同時に今の市民活動団体の方たちもこれで区と協働することで、実際にやった人たちは信用もつくし、そういう手法を学んでいける、その他の市民団体の方たちについてもどんどん公開していくという、啓発の意味も込めてやっていこうと思っています。長期計画の視点が全職員に浸透していくことをまずは目標にしております。

委員

区の中でそれを浸透させていくと今おっしゃいましたけれど、具体的にはどういう方策を打っていかれるおつもりでしょうか。

関係職員

昨年度から協働推進の検討委員会というものを立ち上げております。これは今年度も引き続きやっておりますが、各部から代表で課長が出席しています。その中に具体的な方策を調査・検討してもらうということで幹事会を設けております。これも若手から中堅を中心に全課を横断した組織で推薦してもらって組織しております。具体的には昨年度につきましては基本的な考え方の検討、これをこの幹事会で行っております。何回かやっていますが、その中の2回ではワーキンググループで区民の方、町会の方、それからNPO団体の方、ボランティア団体の方、こうした方たちと意見交換をして、揉んでできたものでございますが、そういうことを今年度もまたやっていき、人が変わってきますので、若めの職員には基本的な考え方がどんどん浸透していくことを期待しております。それから職員の協働の啓発のための講演会も行っております。7月に行いまして、43名の方が出席されて、アンケートを取って、これから協働という考え方が江東区全部に入ってくるのだから、今までどおりの仕事のやり方ではダメなんですよと私の方からお話させていただいて、NPO関係の方からの講演をいただいた、ということで職員の啓発を図っております。もちろん基本的な考え方も全課に配っておりますので回覧されていることとなっております。それからホームページにも載せております。

委員

これも取り組みののところのことだと思うのですが、アウトソーシングが段々増加していく傾向の中、それと関連して個人情報の保護がさらに重要になるという記述があるんですけれども、アウトソーシングと個人情報保護との関係はどのようなものでしょうか。

関係職員

アウトソーシングが進むということはまさに事業の委託が進んでいくということになります。事業の委託については事業の委託の中で、多くの区民の個人情報を委託事業者に提供していくという事態が当然発生しますので、これは委託を請け負った事業者が、区が保有している個人情報を適切に管理し、保存をし、そして最後は適切に戻してもら

うということが必要になってきます。そういう意味で我々区側としてはアウトソーシングが進むにあたって、とりわけ新規事業などについてはこれまでの前例がありませんので、特に注意をして、具体的には個人情報審議会という審議場所に具体的な事業をかけ、具体的なご意見をいただいていると、こういう作業を進めているところです。

委員

例えばもう少し具体的に。こういう事業を委託すればどういう個人情報を伝えなければならぬという例はあるのでしょうか。

関係職員

一つの事例で申しますと、保育園がございます。指定管理者制度という制度がございます。江東区では公設民営という形で、役所が建物を建てまして、中の運営を指定管理者に全面的にお任せをするということをしております。そうすると通っているお子さんの個人情報、例えば難しい病気を抱えているとか、非常にセンシティブな個人情報をパソコンでのデータもしくは書類で管理するということを、そういったことができる事業者かどうかというのを個人情報審議会にかける段階でチェックします。それから個々具体的に指定管理者とは基本協定、要するに契約を結びますが、その中に契約の条項として明記することによって、契約の履行義務を課すということで担保しています。具体的には保育園のお子さんをお預かりするのに、お子さんたちの大切な情報についての管理をきちんとするというのを、アウトソーシングを進めるにあたって適切にされるようにしています。アウトソーシングは行政サービスの質の向上が大きな目的でございますので、これを実現するためには個人情報の保護は契約の前提であると、こうご理解いただければと思います。

委員

個人情報の話に移ったので、私もあとで一つ二つあるんですが、先ほどの協働のお話に戻ってお尋ねします。これから全庁的に協働という視点で具体的なスキームを浸透させていこうとするときに、先ほどの提案制度あるいは職員の方々の啓発等を通じて展開していかれることはよく理解しました。区にはさまざまな施策分野がありますが、とりわけこういった分野についてまず先行的に進みそうだ、あるいは進められそうだというような施策分野別での見通しのようなものがあればご紹介いただきたいと思います。

関係職員

まず、協働事業になじむ事業となじまない事業があると思います。なじむ分野ということ、やはりきめ細かいサービスが必要なところですので、子育て支援とか高齢者関係、あとは地域に密着した内容が必要なところ、例えば環境の問題、緑化の問題、そのあたりのところが協働事業に一番なじむところだと思います。逆に法に縛られているような分野は協働という手法はなじまないものもあるのが事実だと思います。

委員

ありがとうございます。子育てあるいは環境、もしかしたら教育も少し入るかもしれ

ませんが、こういった分野についてはまさに協働という考え方や、具体的な手法が性格としてなじみやすいということだと思います。職員だけでなく、こういった分野に取り組みされている市民活動団体やNPOも多いと思いますが、NPO等との基本的な基盤強化、関係強化ということについて取り組まれていること、あるいはこれから着手されていくということについては、こういった視点でこういったことを考えていらっしゃるのでしょうか。

関係職員

市民活動団体につきましては、自力をつけていただかなければならないということで、セミナーのようなものを年1回くらい開催しております。例えばNPOで言うと悩みの種というのは人材の確保、定着率が悪い、それから資金が足りない、それから中心の方が高齢化していく、ということが一番のようなので、例えば今年度については自己資金をどうやって調達するかとか、そういったセミナーを考えているところでございます。

委員

ありがとうございます。最後に1点お尋ねしたいのですが、これから長期計画の中に網羅されている様々な計画あるいは事業、これをやっていくときに協働を入れやすよというお話だったのですが、政策には政策プロセスというものがあって、計画から始まって執行から評価するという形のサイクルがあります。先程の説明や区の関連資料を見ると、「川上」から「川下」のところまで網羅的にカバーするように受け取れたのですが、反対に分野になじむ部分があるように、政策のプロセスのところ、計画のところ、様々な方に関わってもらうことがなじむものもあれば、もしくは評価のときに特化してやった方がより協働の効果が上がる、あるいはまさにNPOの方々にどんどん入っていただいて執行の部分で手を携えてやっていくということがなじむものももしかしたらあるかもしれません。そのあたりについてはどのような考え方の整理をなさっていらっしゃいますか。

関係職員

ただ今お話していたのが協働の中でも提案事業というカテゴリーだったのですが、協働事業の中には先程の協働事業の定義に合っていれば、基本的な考え方でいうところの対等性、相互理解、評価、ここに合っていればその事業になじむやり方で協働を今までやっておりました。例えば環境の分野で補助金を出して桜まつりをやるとか、緑のカーテンの事業をやるとか、そういうことを今までもやっておまして、協働の形態は区民まつりでは実行委員会形式だとか、それから業務委託だとか、様々な事業の内容によってやり方を考えているところでございますので、長期計画を達成するための視点としては今回基本的な考え方を出して、全職員がこの視点を持ったということで、これからあとはその職場に合ったやり方で長期計画の実現に向かって動いていこうと、今やりはじめたところだと思います。

委員

江東区区民協働推進会議につきましてお尋ねしたいのですが、これは今年度新設されたということで、立ち上がりのところで協働推進施策の検討を進められていくということですが、この会議体自体は今後どういった見通しで展開されていかれるのでしょうか。例えば時限的な、こういった協働を進めていく上での課題について討議するということに特化したものなのか、あるいは発展的に恒常的な組織として区と区民の方々の間の、何かプラットフォーム的に新しいものをつくっていくような機能まで担いうることを展望されているのか、そのあたりにつきましてお願いします。

関係職員

これは、とりあえず今年度から協働という考えがはじまったということで、その具体的な施策の検討をお願いするために立ち上げました。学識経験者や中間支援組織、NPOの代表、それから公募区民の方も入っていただいております。このメンバーについては今年度ということですが、継続もありうるということで今年度につきましては提案事業の審査をやっていただいております。また今後、協働を進めていくにあたって区と提案の団体と直接ではなくて、間に仲介役として入るような組織を検討していく必要があるかと思っておりますので、そういう具体的な施策の検討課題があるうちは続いていくものだと思います。ですので、この組織自体が何かをやるというような考えはございません。

委員

それでは私の方から区政モニター事業についてお尋ねさせていただきたいのですが、事業の評価シートのところで、ご説明がありましたとおり、定員がなかなか充足しない状況にあるということなのですが、この点をどのように分析されていらっしゃるのかということ、言い方が不適切かもしれませんが、定員が充足しない制度というものを、あらためて効果があるものとして位置づけていくという点について、どのようにこの事業の効果なり意義というものをお考えでいらっしゃるのかという点についてお尋ねできればと思います。

関係職員

まず定員の充足度についてでございますけれども、平成15、16年という当時、定数としては50名をセットしてございました。平成17年から、定員の数としては150人と、それまでの3倍をセットしたわけですが、これはその時点でその頃から情報手段のツールとしてインターネットが広く使われるようになってきたという背景を捉えまして、インターネットのメール機能等を使ったモニター活動を想定して、間口の広い活動を進めていこうということで定数を持ち上げたところです。しかし応募者数で言いますと大体120名から130名程度と、平成17年から平成20年までの4年間、そのような形で続き、結果として150名を超えることはなかったということがありまして、今委員もおっしゃられましたように、ずっと同じ形で同じものを続けていくのはいかがかということから、定数に満たないということを踏まえて平成21年度から150名の定員の数はそのまま

にしながらも、募集人員を 100 名に変更をしたものでございます。当初平成 17 年当時に設定をしたインターネット等を使ったモニター活動というところから、100 名と定数の募集の数を減員したことによって、その活動内容も若干見直しをして、モニターの方のご意見をアンケートを取りながら聞いていくというものに変更をしたところでございます。人数が集まらないという状況を打破し一層適切なモニター活動を進めていくため、事業の有り方の見直しをして現在に至っているというところでございます。

委員

ありがとうございます。関連して、このアンケートも含めた、モニターの方々から頂戴した貴重なご意見を、先程の、かなりドラスティックに協働という考え方をに入れてやっていこうとなってきたときに、どう反映していくという見通しを立てていらっしゃいますか。

関係職員

区民の方からご意見を広聴するという作業は広報広聴課の方でやっているところですが、区民の方からご意見を伺う手段というのはいくつかありまして、私の所管で言いますと世論調査などもそういうツールに入ってきます。そのほか、具体的にパブリックコメントなどもそういう区民のご意見を伺う手段ですし、それから区民の意識調査も昨今進めています。さらには各事業課が事業計画を立てるにあたって、事業計画というのは 5 年から 10 年スパンくらいの法に基づくような事業ということになるかと思えますけれども、所管課が独自に区民の意向を調査して、様々な区民の方のご意見を伺うということがあります。それらと重ならないようにして、各所管が協働を進める上での一つのツールとして、具体的に私どもが組織している 100 名のモニターの方から事業計画を立てる際のご意見を伺います。今日、今年第 1 回目のモニター会議を行い、報告がまとまりましたのでお持ちしたのですが、このようなモニターアンケートの報告結果をまとめまして、所管課にフィードバックをします。また、アンケート調査はアンケートにご回答いただいたら完ということになるんですが、フリーのご意見も伺っており、これについては伺いっぱなしではいかがかというのもありますので、伺ったご意見をまとめて所管課に渡したあと、1 年後、つまり今年度末、それぞれのアンケートを行った所管課がどういう形で要請に取り組んだのかという回答を作ってモニターの方に再度フィードバックをします。このような形で現在のところ協働を意識した区政モニターというものをやっております。

委員

ありがとうございました。それでは取り組みの の方で私から一点だけ、あとまだお聞きできていないことがありまして、抽象的な質問になるんですが、ご説明お願いできればと思います。まず の取り組みの「積極的な情報提供・共有と透明・公正な行財政運営」に関しては、まさに今後情報を提供していくという側面がより強くなっていく必要があると思います。どういうことかということ、先程取り組みの のところで、これが

ら協働を全庁的に推進していきましょうと言ったときには、区としての意図が、その協働のパートナーである区民に対して、的確に伝わっていく必要があります。その際には、区民の皆さん一律の情報提供では不十分で、実際にパートナーになる方々に対してどのような情報を提供するのかということがあります。一方で、すべての区民の方がパートナーになるということは、特に都心のコミュニティでは想定しづらいことなので、パートナーにはならないけれども、こういった施策が展開されているということを知りたくて、区民の方に了解していただくための情報提供も必要になってきます。後者については、区報の発行事業を中心としてかなりしっかりとしていると思います。なるほどと思ったのは、区報の発行についても様々なインターネットであるとか、新聞の購読率の低下に対応して、ポスティングの方式を導入していかれる、なるべく到達率を上げていこうとされている、これは非常に重要なことだと思いました。協働を推進していくという観点から、政策情報や事業情報をどのような形で必要な方々に届けていくのかという部分について、今日ご紹介いただいている事業の中でも結構ですし、あるいはそれ以外の部分で、取り組まれていらっしゃる、あるいはこれから特に力を入れていくという部分がありましたら、ぜひご紹介いただければと思います。

#### 関係職員

江東区として広く区民の方々にどう情報提供していくのか、これは協働のスタンスも含めてということになるかと思うのですが、主要事業等説明シートの、情報公開・個人情報保護制度運営事業というものがございしますが、こちらの方を使いまして簡単にご説明したいと思います。行政が持っている様々な情報については私ども江東区としては開かれた区政を推進するという意味から、個人情報に配慮した上で情報を公開していくと、こういう条例を設置しているところでございます。ただし条例の設置をしてはございませぬけれども、条例に基づいて開示請求を区民の方々がいちいちアクションをおこななければならない、というような状況は、開かれた区政というものを考えたときには望ましくないため、基本的に差し支えなければ情報提供という形で、わざわざ条例に基づく開示請求を行わなくても、区の方から行政情報を提供するというスタンスを堅持しているところです。具体的には平成20年の7月からこの情報提供のサービスの拡充を図り、これまで広報広聴課の情報公開担当のところでは、開示請求を出さなくても情報を差し上げるというやり方をしていたのですが、それを全庁的な窓口で拡充をして、それぞれの所管のところでは、開示請求に基づかない情報提供ができるものは情報提供をしていくという形をとったところでございます。このシートにございます活動量の公文書の開示件数、これは条例に基づく開示請求ということになります。また活動量にありませぬ情報提供件数3,602件というのが開示請求に基づかない、区民の方からお話があって、その情報でしたら差し上げますよということで情報を開示したものであるということです。条例に基づく開示請求が約200件であるのに対して情報の提供は3,600件強というところで、かなりこの情報提供数が増えてきているのが昨今の特徴としていえます。このよう

に、協働を進めるという視点でもプラスアルファになるということで、積極的に情報の提供をしていくというスタンスに立って、現在進めているところでございます。

委員

ありがとうございます。この情報提供件数 3,602 件ということで今ご紹介いただいたのですけれども、何か内訳上の特徴はありますか。

関係職員

大きな特徴というのは、建築関係の建築確認申請、福祉関係の情報、教育関係、こういうところが大きく特徴として現れているところでございます。また昨今の特徴としては情報提供を行っているところについて、区の姿勢というのが広く浸透してきているところもあるのかと思いますが、各所管課での提供件数が伸びてきているというのが最近の特徴でもあります。

委員

今、情報公開あるいは情報提供ということで区民の方々のニーズに対してきちんと情報を出していかれるというのは非常によくわかったのですが、そのほかのところ、協働全般と申し上げてもよろしいかと思いますが、ホームページ等での協働に関する情報の提供の部分で、区としてここは視点として工夫されていらっしゃるというような、何か補足できる点がありましたら最後にご紹介いただければと思うのですが。

関係職員

私の方では、市民活動に特化したサイトの構築について今検討しているところでございます。様々な町会・自治会、スポーツ団体等も含めて、いろいろな市民活動をやっている方々の情報交換ができるようなサイトを研究しているところでございます。まだ最終的な決定は見ておりませんが、そこと区のホームページとのリンクも研究しながら積極的な情報発信ができればと思っています。

### 3. 閉会

班長

ありがとうございます。それでは約 1 時間に渡りまして質疑・応答という形で進めさせていただきました。一つ一つの細かい事業の中身のところまでは本日は質疑応答という形ですべて網羅することはできませんでしたが、総じて、取り組みの、についてお尋ねをさせていただくことができたかと思っております。時間も迫ってまいりましたので、質疑応答につきましては以上とさせていただきたいと思っております。簡単に本日出た質問について振り返ってみたいと思っております。まず、取り組みの「協働」については、いろいろな意味での基盤の整備を今しっかりやられていらっしゃるということを、質疑応答を通じて確認ができたと思っております。一方で、個人情報についても今後アウトソーシング等の推進によって、かなり繊細な取扱いが必要になってくる、これについては引き続き区としての対応を推進されていかれると、このあたりについてもお話があったかと

思います。それから情報提供につきましては、区民の方が知りたいことに適切に応える部分と、協働という視点に立って区の方から積極的に情報を提供していくという点で今後さまざまな検討が始められる、いわゆるポータルサイトの的なものを含めた取り組みも検討されていかれるということでした。なかなか事業という形では表に出てこないものが多くありましたが、本日の説明には、協働を推進していくという視点からは重要な取り組みも着手されていると思いますので、その点で本日のヒアリングは非常に意義があったのではないかと感じました。なお評価結果につきましては別途、各外部評価委員の方でシートの取りまとめを行い、全体の総合的なまとめを関係部署の皆様にごフィードバックさせていただくという作業をこれから進めます。この評価結果につきましても区政の推進という部分には是非ご活用いただければと考えております。最後に事務局の方から何かございましたらお願い致します。

事務局

本日このヒアリングで、各 3 班に分かれたヒアリングは最終になります。暑い中、本当にありがとうございます。事務局からは 1 点でございます。本日のヒアリング結果でございますけれども、外部評価シートはメールでデータ形式で送付させていただきます。ご提出はメール又はファックスで 8 月 6 日、今週の金曜日まで、期間がなく申し訳ございませんけれども、事務局の方へご提出をお願い致します。以上でございます。

班長

ありがとうございます。それでは以上をもちまして、第 4 回江東区外部評価委員会、第 2 班のヒアリング 3 回目を閉会いたします。

次回、第 5 回江東区外部評価委員会、これは全体会になるかと思いますが、8 月 31 日午後 7 時より開催したいと思っております。本日はありがとうございました。

以上